

学部留学生及び大学院留学生の奨学金に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、「学部留学生及び大学院留学生に関する規程」第8条に規定する奨学金について定めるものである。

(申請資格)

第2条 次に掲げる要件のいずれをも具備する学部留学生又は大学院留学生は、奨学金支給の申請をすることができる。

- (1) 研修又は研究の期間が3カ月以上である者
- (2) 国、その他の機関から補助を受けていない者で、経済的な援助を必要とする者
- (3) 過去にこの細則による奨学金の支給を受けたことのない者

2 前項にかかわらず、次の要件のいずれをも具備する姉妹校・協定校から受け入れる学部留学生については、奨学金支給の申請をすることができる。

- (1) 本学における研修又は研究の期間が1カ月以上3カ月未満である者
- (2) 国、その他の機関から補助を受けていない者
- (3) 過去にこの細則による奨学金の支給を受けたことのない者

(手 続)

第3条 奨学金の支給を希望する者は、指導教授の推薦に基づき「学部留学生・大学院留学生奨学金支給願」を、国際交流センター長を通じ学長に提出しなければならない。

2 前項により申請があった者に対する奨学金支給の決定は、留学生委員会の審査を経て学長がこれを行う。

(金 額)

第4条 奨学金は、原則として1人月額10万円以内とする。

2 第2条第2項に該当する学部留学生の奨学金は、研修又は研究期間中1人10万円以内とする。

3 当該年度の奨学金の総額は、各学部の予算に定められた金額を限度とする。

(支給期間)

第5条 奨学金の支給期間は、1年を限度とする。

(支給方法)

第6条 奨学金は、その月毎に支給する。

2 第2条第2項に該当する学部留学生の奨学金は、研修又は研究期間内に支給する。

3 支給に係る事務手続は、学事部学事課国際交流係が行う。

(支給中止)

第7条 奨学金の受給者が、「学部留学生及び大学院留学生に関する規程」第9条に該当した場合は、奨学金の支給を中止する。

附 則

1. この細則は、平成22年4月1日から施行する。
2. この細則の施行日をもって「外国人研修生又は研究生の奨学金に関する細則」（平成6年3月8日施行）を廃止する。
3. この改正細則は、平成22年11月1日から施行する。
4. この改正細則は、平成24年4月1日から施行する。
5. この改正細則は、平成25年4月1日から施行する。
6. この改正細則は、平成27年4月1日から施行する。
7. この細則の改廃は、留学生委員会、各学部教授会及び各研究科教授会の審議を経て理事会の承認を要するものとする。